附則第三十三条第二十四項	法附則第五十六条第十四項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十四項
附則第三十三条第二十六項	法附則第五十六条第十五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
	同条第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十三条第二十八項	法附則第五十六条第十五項	平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十五項
附則第三十三条第二十九項	、第十七項、第二十項、第二十三項又は第二十六項	若しくは第十七項又は改正令附則第九条第一項の規定により読み替えて適用される第二十項、第二十三項若しくは第二十六項
	第十五項まで	第十二項まで又は平成二十四年改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第五十六条第十三項から第十五項まで

2　平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定の適用がある場合における新令附則第三十二条第三項から第五項まで、第三十二条の二並びに第三十四条第四項、第五項及び第七項から第十項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十二条第三項	法附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者
	法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車
	同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十二条第四項	法附則第五十二条第三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項
	同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十二条第五項	、第三項又は第三項から	又は地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百九号。次条第一項及び附則第三十四条第九項において「改正令」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される第三項若しくは第三項又は平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項若しくは第三項

附則第三十二条の二第一項	前条第四項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される前条第四項
	法附則第五十四条第三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第三項
附則第三十二条の二第二項	法附則第五十四条第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項
附則第三十四条第四項	法附則第五十七条第六項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項
	同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第五項	法附則第五十七条第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第七項
	同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第七項	法附則第五十七条第八項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項
	同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第八項	法附則第五十七条第九項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第九項
	同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
附則第三十四条第九項	、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項	若しくは改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される附則第三十二条第三項若しくは第四項又は第一項若しくは第二項若しくは改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される第四項
	第九項まで	第三項まで又は平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第四項から第九項まで
附則第三十四条第十項	法附則第五十七条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦